

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月14日変更)

【緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認める総合的判断のポイント】

□感染の状況

▷ 1週間単位で見て新規報告数が減少傾向にあること

	4/3~9	4/10~16	4/17~23	4/24~30	5/1~7	5/8~14
島根県	1	14	1	7	1	0
松江市	1	14	1	0	1	0

▷ クラスター対策が十分に実施可能な水準にまで新規報告数が減少

5月3日以降12日間の新規報告はない

▷ 現在のPCR検査の実施状況等を踏まえ

	4/3~9	4/10~16	4/17~23	4/24~30	5/1~7	5/8~14
松江市	13	273	63	28	22	34

▷直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下

直近1週間の累積報告件数は県内で0人

□医療提供体制

▷ 新型コロナウイルス感染症の重症者数が持続的に減少

島根県内の状況

※()書きは松江市

県内患者数 (累計)	入院患者数	退院者数	
		うち重症患者数	
24(17)	9(5)	1	15(12)

※重症者とは、集中治療室(ICU)等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助(ECMO)による管理が必要な患者

▷ 患者急増に対応可能な体制が確保されていること

- ・病床の状況：入院患者受入確保病床数 253床、宿泊施設受入可能室数 45室 ※5/1現在

- ・都道府県新型コロナウイルス対策調整本部：島根県広域入院調整本部（県内発生患者の入院調整等）

- ・協議会の設置：島根県医療審議会感染症部会

□監視体制

▷ 医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていること

- ・島根県保健環境科学研究所：80検体/日

- ・島根大学医学部付属病院：10検体/日 計 45～90人分

※さらに機器を追加整備(30検体/日)予定

【緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等】

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。

- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、住民に周知を行う。
- 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけること。
- 全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求ること。
- 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。
- これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。

感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる。